

○清須市交通安全条例（抜粋）

（平成17年7月7日条例第16号）

（目的）

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第4条の規定に基づき、清須市における交通安全の確保に関する施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

（交通安全推進協議会の設置）

第6条 市長は、関係機関等との連携を図り、交通安全対策を効果的に推進するため、清須市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、交通事故の現状把握に努め、交通安全対策を協議し、市長に意見を述べるものとする。

○【愛知県】自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（抜粋）

（令和３年３月２６日）

（自転車利用者等の責務）

第六条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮して、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

（点検整備等）

第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

（乗車用ヘルメットの着用）

第十一条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその従業者が道路において利用するときは、その従業者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

一 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者

二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を道路において利用する者